## 個別ケース検討会議とは

**子どもの安全と家族支援に向けて関係機関が協議を行い、支援内容を検討します。**

### 協議・検討する事項について

1. 子ども（家庭）の情報の集約、問題点の確認、危険度や緊急度の判断
2. 具体的な支援方法や支援計画の検討、役割分担の決定
3. 主担当機関と主たる支援機関の決定、次回会議日程等の確認

### 効果的な会議とするために

1. 自機関が把握している情報や自機関でできることを事前に整理
2. 会議では、各機関ができる具体的な援助内容を出し合う
3. 役割や責任を押し付け合うのではなく、互いの役割の違いを尊重して話し合う

### 会議の開催について

1. 各区家庭児童相談室に連絡・相談（会議を関係機関が開催することも可。児童相談所が深く関わっている子どもの場合は児童相談所に直接連絡可）
2. 各区家庭児童相談室等で会議の開催について検討、開催する場合の参加機関や日程調整等を行い、会議を開催

| | |
|---|---|
| 守秘義務について | 要対協の枠組みで行う個別ケース検討会議は、児童福祉法上の守秘義務が課せられています。<br>会議の内容について、正当な理由なく他に漏らす等した場合、罰則が科せられることがあります。 |

児童虐待を発見した場合

はっきり児童虐待とはわからない場合

機関で関わっているだけでは不安な場合

## こんなとき、まずは相談を！［各種相談窓口］

**夜間・休日は「札幌市子ども安心ホットライン」へご連絡ください。**

●札幌市児童相談所
［月～金8:45～17:15］ TEL.011-622-8630
※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

●子ども安心ホットライン（24時間365日）
TEL 011-622-0010（ぶじにおーとー）

●児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日）
局番なしの189（いちはやく）

●各区健康・子ども課（家庭児童相談室）
［月～金8:45～17:15］

| | |
|---|---|
| 中央区 | TEL.011-205-3353 |
| 北　区 | TEL.011-757-1182 |
| 東　区 | TEL.011-711-3212 |
| 白石区 | TEL.011-862-1881 |
| 厚別区 | TEL.011-895-2497 |
| 豊平区 | TEL.011-822-2423 |
| 清田区 | TEL.011-889-2049 |
| 南　区 | TEL.011-581-5211 |
| 西　区 | TEL.011-621-4241 |
| 手稲区 | TEL.011-688-8596 |

※土・日曜、祝日及び12月29日から1月3日まではお休み

**子どもや家族が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに札幌市児童相談所（札幌市子ども安心ホットライン）へ連絡してください。**

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリーフレットは、「児童虐待防止ハンドブック」（札幌市）のうち関係機関の皆さんに特に知っておいていただきたい情報をまとめたものです。編集にあたっては、「札幌市オレンジリボン地域協力員活動ハンドブック」（札幌市）、「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省）、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）や他都市が作成した児童虐待防止ハンドブック等の内容を参考にしました。

発行：札幌市児童相談所地域連携課（TEL011-622-8620）（令和2年（2020年）8月作成）（令和4年（2022年）9月改訂）

さっぽろ市
02-G03-22-1586
R4-2-1060

関係機関用

SAPPORO

# 札幌市児童虐待防止ハンドブック〈ダイジェスト版〉

子どもたちを虐待から守るためには、普段の生活に関わる機関における気づきと支援が不可欠です。
子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、関係機関が力を合わせて支援していきましょう。

## 判断に迷う時

児童虐待は、家庭の中で行われるため見えにくく、発見が難しいものです。
そのため、日常的に子どもと関わっている機関での「気づき」が大切です。
判断に迷う場合でも、ありのままをぜひ相談してください。

## 組織での対応

虐待対応は多岐に渡る支援が必要です。
子どもに関わる方が一人で抱え込んだり、自分だけで解決しようとせず、
組織的に対応することが重要です。

## 保護者との関係

保護者との信頼関係を壊したくないために連絡をためらう声も聞かれます。
相談をきっかけに支援が始まることがあります。
親を責めるのではなく、家族全体を支えるという視点で考えていきましょう。

**より早く「相談」いただくことで、子どもと家庭のより良い支援につながります。**

## 「要対協」って何でしょう？

札幌市では、支援が必要な子どもの早期発見や適切な保護を図るため、「札幌市要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置しています。

要対協は、対象のお子さんが住んでいる区ごとにも設置され、個別の子どもごとに検討会議等を行いながら、お子さんとその家庭に対する支援のあり方を考え、関係機関ごとに役割を分担し、見守りを行っていきます。

家庭の状況に変化があれば、介入的な対応も検討し、子どもの安全を守ります。

気になるお子さんがいれば、すぐに各区家庭児童相談室へ連絡してください。

## 「子どもの様子で留意する点」及び「子どもへの対応」

### 外観や服装など

●不自然な傷、あざ、火傷などがある
●衣服や体がいつも不潔である
●季節に合わない服装である

### 生活態度など

●笑顔が少ない、落ち着きがない、大人に反抗的な態度をとる
●感情の起伏が激しい、遊び方が攻撃的である
●必要以上に丁寧な言葉遣い、あいさつをする
●他者とうまく関われない、孤立しがち、ささいなことでカッとなるなど乱暴な言動がみられる

### 姿勢など

●理由のはっきりしない欠席や遅刻が多い
●保護者が連絡に応じない、また説明に不自然さがある
●食への執着が強く、過度に食べる、または、極端な食欲不振
●エプロン等の持ち物を忘れる
●何かと理由をつけてなかなか帰宅したがらない
●クラブ活動等をよく休むようになる等、普段と違う表情・行動がある
●職員を独占したがる、用事がなくてもそばに近づこうとする
●子どもとの話の中に、虐待につながる内容がある

### その他、日常の様子

●表情が乏しく、受け答えが少ない
●疲労感や無気力な状態が続いている
●深夜徘徊、家出、喫煙、金銭持ち出しや万引き等を繰り返す
●年齢不相応な性的言動がみられる
●保護者の姿を確認すると急に緊張したり保護者に近寄らない
●保護者が離れると、安心して表情が明るくなる

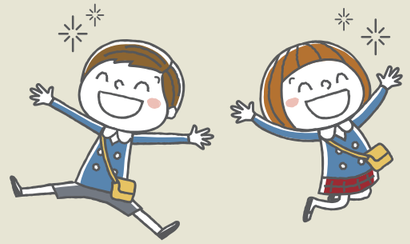

### 子どもへの対応

#### 子どもが安心して話せる場をつくる

子どもから事情を聞くときには、子どもが落ち着いて話せる場所で話をし、子どもの言うことや親の存在を否定しないことを心がけます。また、話しやすい雰囲気をつくり、さりげなく聞きましょう。ふだんの子どもの様子と合わせ、行動や感情表現の理由を考えるのも効果的です。

子どもから「(他の人には)言わないで」と口止めされた場合であっても、「あなたを守るためには、他の人の助けを借りることが必要」であることを根気強く伝えていきましょう。

あまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はせず、ある程度話を聞き、子どもに安心感をもってもらった上で、区役所や児童相談所の協力を求め、チームで対応していくのが望ましいです。

できるだけ小さな変化を見落とさずに、情報を整理することが大切です。

### 見守り(モニタリング)のポイント

日頃から子どもや家庭に接触が可能な機関・関係者は、日常的に細かな援助を行い、緊急の場合には専門機関(区家庭児童相談室や児童相談所)に連絡する必要があります。

あらかじめ、個別ケース検討会議の場等を活用し、見守りすべき項目の確認、具体的にどのような状況が生じた際に、専門機関(区家庭児童相談室や児童相談所)に連絡し、情報共有・協働での対応をするべきかについて協議しておくことが望ましいです。

特別な動きがない場合でも、定期的に主担当機関(区家庭児童相談室または児童相談所)に情報共有を行っておきましょう。

### 虐待対応において緊急性の高いもの

以下の状況については、対応の緊急性が高いものと理解し、ただちに区家庭児童相談室や児童相談所に連絡してください。

●子どもに生命の危険があるようなケガがある(頭や顔の外傷、骨折、打撲、火傷など)
●保護者が子どもに対し生命の危険が及ぶような加害行為をしている
(医療が必要なほど殴る、蹴る、乳幼児を強くゆするなど)
●衰弱状態(脱水症状、栄養不足など)
●性的な被害(性交、性器や性交を見せる、身体に触る・触らせるなど)
●保護者または子ども自身が保護を求めている(家に帰りたがらない差し迫った状況など)
★乳幼児は、自ら危険を避けることができないため、危険度や緊急性が高まります。

## 「組織的な対応」及び「保護者への対応」

| | |
|---|---|
| 日頃からの観察 | 子どもの健康状態を日常的に観察、心身の状況を把握し、問題があれば内容に応じて子どもや保護者に助言します。心配な状況が生じた際は、1人で抱え込まず組織的に情報共有しましょう。 |
| 早期発見 | 気になることがあれば、事実関係を時系列に記録し、組織的に情報共有します。多角的な情報収集を行い、児童虐待通告に至らない場合でも、区役所や児童相談所への相談を検討してください。 |
| チーム対応 | 子どもの気になる状況を把握する中で、区役所や児童相談所への児童虐待通告のタイミング(迷いがあればまず相談)を含め、管理者(職)の適切なリーダーシップのもと、組織的に対応していきます。 |

### 保護者への対応

不適切な対応をしてしまう家族にもそれなりの理由はあり、単に責めるだけでは逆効果です。子育ての大変さに共感し、自らを変える努力ができるよう働きかけましょう。

また、虐待を受けた子どもは行動面(乱暴、かんしゃく、反抗など)に表れることが少なくありません。良いこと、できていることを具体的にほめる等の形を試すように促しましょう。

家庭の状況に合わせて、具体的かつ現実的な方法を保護者とともに考え、できたときの達成感を育てるように援助しましょう。